

入札・格付制度の見直しについて

県では、公共工事の入札制度について、これまでも、入札の透明性や競争性の向上を図るため、一般競争入札の対象金額の引き下げ、指名業者数の増加の措置などに取り組んできました。

一方で、建設業は、地域の雇用を支えるとともに、災害発生時の対応などに大きな役割を果たしており、地域における健全な建設業の育成は、重要な課題ですが、景気の後退や公共投資全体の縮減等により、建設業を取り巻く環境は、極めて厳しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、県では、平成20年度において入札の透明性・競争性の一層の向上を図るとともに、技術と経営に優れた建設業者の育成及び公共工事の品質確保の観点から、庁内に入札・格付制度見直し作業部会を設置して、国からの要請や県議会からの申し入れ、事業者団体の意見等も踏まえながら、格付制度を含めて、入札制度全般について見直しを行ってきましたが、その結果を別紙のとおり取りまとめました。

見直し後の入札制度については、平成21年度から実施することとしていますが、可能なものについては、平成20年度中に既に実施しています。

今後とも、入札制度の改善には、引き続き取り組んでまいります。

入札・格付制度見直しの概要

1 一般競争入札について

(1) 対象金額

- ・ 現行の対象金額（5千万円以上）を当面継続します。

(2) 地域要件等

- ・ 現行の要件（原則として地域振興局単位を所管区域，5千万円以上1億円未満は概ね20者以上，1億円以上は概ね30者以上）を継続します。
- ・ 土木一式工事（海上，橋梁上部工及びトンネル工事を除く。）の営業所要件については，平成20年9月に見直した要件（※1）を継続します。

2 最低制限価格等について

- ・ 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定方法を公契連モデルに従って改めます。（※2）

3 予定価格について

- ・ 対象金額を5億円以上から1億円以上に引き下げて予定価格の事後公表の試行を継続します。
- ・ 事後公表の拡大に伴い，職員のコンプライアンス（遵法意識）の徹底を図るとともに，不当な情報提供要求等への対応マニュアル（※3）を策定します。

4 総合評価方式について

- ・ 平成20年11月から新たに開始した「特別簡易型」を主として試行を拡充します。

5 電子入札について

- ・電子入札については、原則1000万円以上の工事などで本格運用していますが、受注者側の環境の状況を見ながら更なる拡大を図ります。
- ・電子閲覧については、実証実験の拡大等、導入に向けた取り組みを進めます。

6 入札監視委員会について

- ・入札監視委員会に、談合情報に係る県の対応が適正であったか否かを検証する機能を付与し、その機能を強化します。

7 測量・建設コンサルタント業務委託について

- ・コンサルタント業務等の入札参加資格審査要綱や指名基準に関する要綱を策定し、公表します。

8 建設業者の格付について

(1) 有効期間

- ・2年とします。

(2) 格付業者数

- ・土木一式工事において格付業者数の見直しを行います。

(3) 技術事項等評価点数（主観点）の評価項目

- ・県工事以外の完成工事高、経営状況への加点を行います。
- ・技術職員の継続学習制度による単位取得、優秀技術者表彰への加点を行います。
- ・エコアクション21等の取得、新規学卒者の雇用等への加点を行います。
- ・防災（災害支援協定、災害支援活動、消防団員雇用（新規））、子育て支援への加点引き上げを行います。
- ・合併等を行った事業者への加点を行います。
- ・離島事業者やかごしま地材地建グループ会員又はかごしま材取扱店認証制度による認証取扱店事業者への加点を行います。

(参 考)

1 見直し後の営業所要件

▽県内に主たる営業所

▽5千万円以上1億円未満の要件（次のいずれかを満たすこと。）

- ・ 所管区域内に主たる営業所
- ・ 所管区域内に設置期間が10年以上で複数人の従業員が配置されている営業所
- ・ 所管区域内に県工事の施工実績（公募型を除く指名競争入札）があり、複数人の従業員が配置されている営業所

▽1億円以上の要件

- ・ 所管区域内に営業所

2 公契連モデルの改正

- ・ 予定価格の3分の2から10分の8.5までの範囲内で予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額

（改正前）

- | |
|-------------|
| ① 直接工事費 |
| ② 共通仮設費 |
| ③ 現場管理費×20% |



（改正後）

- | |
|-------------|
| ① 直接工事費×95% |
| ② 共通仮設費×90% |
| ③ 現場管理費×60% |
| ④ 一般管理費×30% |

3 不当な情報提供要求等への主な対応

- ・ 予定価格などの情報提供を要求されても、回答してはならない。
- ・ 不当な働きかけには、複数の職員で対応する。
- ・ 相手方の氏名や要求の内容等を記録して公表する。